

## 森鷗外と大逆事件

### ——「出来事中心の世間縦横記」の問題——

篠原義彦

刑法第七十三条に関する被告事件の被告高木顕明及び崎久保誓一の弁護人平出修の三男として明治四十三年五月二十日にこの世に生を受けた平出彬は、「鷗外は平出修に何を示教したか——大逆事件をめぐる——」(1)において、森潤三郎の記述、母ライの言辭、与謝野寛の回想、鷗外の作物と修の「刑法第七十三条に関する被告事件弁護の手控」及び「幸徳事件弁論手控」との関連性について概観したうえで、標題の「示教」について次のように要約している。

- 一、鷗外は大逆事件に当たって、修に示教をした。
- 二、その時期は、明治四十三年十月後半の約一週間。
- 三、示教の内容は各無政府主義者の系統的な詳細説明が主であること。
- 四、どんな主義でも、圧迫されれば過激となり、自由な社会の下では穏健になる。その説明としてドイツ皇帝の例を挙げた。
- 五、無政府主義にも、時と所と人によりいろいろな態様があること。
- 六、無政府主義は誤謬である。大逆事件の弁護は主義の弁護ではなく、あくまで被告の利益のための弁護であること。

以上の六点を挙げたうえで、平出彬は、「四、五、六に掲げた点は、いずれも修の考えていたことと変わらなかった。」と推定している。

神崎清は、「大逆事件の文学的波紋」と題して行われた座談会において、「明治四十二年十二月十日から公判がはじめられたのですけれど、そのとき裁判所に森鷗外が官吏の特別傍聴席に来ていた。これは鷗外文獻にはないし、日記にも出てこないんだけど、当時の『毎日電報』いまでいえば

『毎日新聞』だな——あの系統の記者で猪股電火というのが、鷗外が来ていたと書いていますね。」(2)と語っている。

森鷗外の平出修に対する「示教」の問題、大逆事件を裁く大審院特別法廷への鷗外の来臨の問題、平出彬の記述と神崎清の発言は、ともに重要な問題を内包している。

森山重雄は、「大逆事件——文学作家論」(3)の中で、鷗外が明治四十三年十一月一日発行の「三田文学」に発表した「沈黙の塔」の内容に触れて、「鷗外はバルシー族のこの一種の鳥葬・風葬から宗教的意味をとり去って、『鴉のうたげが酣である』という風に政治的な意味をもたせた。したがってそこに運ばれてくる品物は、たんなる死骸ではなくて、政治的犠牲者なのである。『疲れたやうな馬が車を重げに挽いて、塔の下に来る』は、おそらく市ヶ谷の東京監獄から日比谷の大審院に運ばれてくる八台の囚人馬車が頭にあつたものであろう。これは永井荷風が目撃したという囚人馬車である(小説「火花」)。「沈黙の塔」が書かれた四十三年の十月は、大逆事件の予審の進行中であつて、この予審のために毎日、八台の囚人馬車が市ヶ谷と日比谷の間を往復していたのである。鷗外は公判第一日(明四二・一二・一〇)に特別傍聴席に姿を見せたといふことである(神崎清)。これも鷗外の日記には一切書かれていない。(傍線筆者)と記している。「といふことである(神崎清)」なる記述は甚だ微妙にして透明さに欠けているのが残念である。森山記述は恐らく前掲の「大逆事件の文学的波紋」における神崎の言辭に拠るものであろう。

長谷川泉は、「鷗外文学の側溝」(4)の中の「鷗外晩年の精神構造」の章において、鷗外と大逆事件の問題を取りあげ、「明治末期から大正にかけての思想的蕩揺と思想弾圧の社会的影響力の大きかったものに幸徳秋水らの大逆事件がある。明治四十三年五月いらいの全国の社会主義者・無政府主義者の検挙、十二月十日の大審院刑事特別法廷の開廷、明治四十四年一月十八日の判決という進行であった。鷗外は、神崎清によれば、公判第一日の十二月十日特別傍聴席に姿を見ているという。鷗外日記には、大逆事件に関しての記述はなく、僅かに特別弁護人平出修に対して数日にわたり深更にいたるまで無政府主義に関しての知識を与えたとされることが、十二月十四日『平出修、与謝野寛に晩餐を饗す』だけの記述で示唆されている。」(傍線筆者)と記している。長谷川泉も森山重雄と同様に八神崎清の証言に立脚した推定を行っている。

竹盛天雄は、前二者とは若干異なる反応を示している。すなわち、竹盛は、「鷗外 その紋様」の「その十三」において(5)、鷗外が明治四十三年十二月一日発行の「三田文学」に発表した「食堂」に対する犀利な分析を展開したうえで、付記として、「鷗外が大審院特別法廷の傍聴席に姿を見せたという猪股達也の説があるが、なお吟味されるべきであって叙述には取り入れなかった。」と記している。竹盛論文では神崎清の名は出て来ないものの「なお」の付された「吟味されるべき」なる文言は興味深い。

筆者は既に引用した「大逆事件の文学的波紋」と題する座談会における神崎清の発言の中に出てくる猪股電火なる人物にこだわり続けて来た。「法曹公論」の編輯者として再出発の道歩み始めた電火こと猪股達也の軌跡を追ってはみたものの、神崎清の発言のもととなった猪股の叙述を発見することはできなかった。鷗外の小倉日記の探索に生涯をかけた「或る『小倉日記』伝」の主人公の轍を踏まなかったのは別役佳代の教示ゆえである。神崎清が「当時の『毎日電報』いまでいえば『毎日新聞』だ——あの系統の記者で猪股電火というのが、鷗外が来ていたと書いてますね」

と記すに至った原拠を以下に示したい。

森鷗外がその六十年余の生の終焉を迎えた大正十一年七月九日から数えて一年余の大正十二年八月号の「新小説」(第二十八年第八卷)の目次には合計十七項目が並べられている。豊島与志雄の「白日夢」、近藤栄一の「軽の太子」と題する二つの小説に続いて「世間縦横記」なる項目が見られ、筆者は「猪股達也」と記されている。これが神崎が「……書いてますね。」と発言した原拠である。

目次には「世間縦横記」の五文字のみが記されているが、本文の表題は、「出来事中心の世間縦横記」と記されている。いかにも法曹記者として健筆をふるった電火らしい表題である。全文七十六頁、「新小説」八月号で最も紙幅を費やした文章でもある。

「出来事中心の世間縦横記」は新聞記者として十六年間の歳月を送った猪股達也の回想録である。ゴシック体で印刷された小見出しを順を追って示すと、「十六年間の過去を振り向いて」「入社当時の若き経験」「東郷元帥と替女」「井上馨侯と林家おきん」「日糖事件と横井時雄の涙」「酒匂常明博士の自殺」「幸徳秋水と菅野須賀子」「大逆事件と森鷗外」「死刑の宣告」「万歳」「各社を出し抜いて日本刀」「恵まれた者と恵まれざる者」「先帝御不例と雲入道」「乃木大将殉死と新聞記者の悲喜劇」「憲政擁護と新聞社の焼打」「シーメンス事件の悲劇」「歐洲戦乱と飛行機の箱根越え」「思想上に絡まる幾多の事件」の十七項目である。いずれも、肩の凝らない内容の世間見聞記であり、「毎日電報」の社会部に入社した明治四十一年七月三十一日以来の十六年間の回顧である。電火こと猪股達也は、「毎日電報」が明治四十四年に「東京日日新聞」に合併された後も引き続き社会部に勤務し、大正十二年宿痾の神経痛のため同社を退社している。「出来事中心の世間縦横記」は、「東京日日新聞社退職後の猪股の手になるものである。『十六年間の過去を振り向いて』には、久方ぶりに静岡から上京したSなる旧友の回想談執筆の勧めに対して、『面白く書けるかどうか知

らないが、過去十六年間に起つた大事件には大抵手をつけたから、そんなことを連想して主観的に書けば、自分では面白いと思ふのだがね……」(傍線筆者)と応える猪股の姿が描かれている。「そんなことを連想して主観的に書けば」とは、どういうことを意味するのであるうか、謙辞とも呼ぶべき表現ではある。

十七項目の小見出しの中で、刑法第七十三条に関する被告事件、即ち、大逆事件に係る記事は「幸徳秋水と菅野須賀子」「大逆事件と森鷗外」「死刑の宣告に『万歳』」、それに「各社を出し抜いて日本刀」の四項である。三番目の「死刑の宣告に『万歳』」は、明治四十四年一月十八日の大審院での判決当日のこと、また、それに続く「各社を出し抜いて日本刀」は翌十九日の減刑に関する記事である。

「大逆事件と森鷗外」は、「出来事中心の世間縦横記」の三六頁から四十頁に至る紙幅を占めている。猪股は大逆事件の公判初日の異様な雰囲気について触れたうえで、次のように記している。

九時となつた、開廷遅しと構内をぶらぶらしてゐた傍聴人はやつこの事で入廷を許されたが、記者団も一般傍聴人と相前後してその席についた、恰度私が入廷しやうとする時であつた、例の出歯亀の弁護人として声名を馳せてゐた沢田薫は突然私に言葉をかけた「今日の高等官席に不思議な人が傍聴に来てゐると思ふよ、君はそれが誰だと思ふ」と、謎見たやうな事をいつた。

「さア、誰だらう、わからないね」

「さうかな、僕は屹度来てゐなくつちやならないと思ふのだがね、ただ僕も想像だけだからしつかつたことはわからけれども、必ず来てゐると思ふ」

「それは一体誰だい」

「文学博士の森林太郎だ」

「正可、彼は軍医総監の肩書を持った国家万能の徒じやないか」

「さういふ見解をもつてゐるから想像がつかないのだ——僕は彼が最近書いた或る著述を読んだが、——国家そのもの、○○は人類共存の上に大して○○のあるものではない——といったやうな、軍人らしくない意見を吐いてゐたよ……」

「鷗外のいひさうなことだが、君はそれで彼が被告に同情して傍聴に来てゐるといふのか……」

「同情してゐるかどうかはわからないが、兎に角あゝした考へを待つてゐるから傍聴に来るに違ひないと思ふのだ」

「じゃ賭けやうか」

「賭けたところで仕様がなすが、賭けても可い」

斯うした問答が二人の間に交換されて、二人は相前後して入廷したのでつた。一般傍聴席には、二十名許りの警官が嚴重に警戒し、肅として水を打つたやうに静けさであつた、高等官席にはまだ誰も着席してゐなかつた、

以上が「大逆事件と森鷗外」なる章の中で鷗外について触れた第一の山場である。

大審院特別法廷での大逆事件の公判の初日、いわゆる出歯亀事件の弁護人沢田薫は、高等官傍聴席に「不思議な人」が傍聴に「来てゐると思ふよ」という謎めいた話をし、それが「文学博士の森林太郎」であることを告げている。

沢田の推測に対して、猪股電火は、「正可」という疑問を發したうえで、「彼は軍医総監の肩書を持った国家万能の徒じやないか」と述べて、その可能性に疑念を抱いている。その後の沢田と猪股のやりとりが意味深長である。——「さういふ見解をもつてゐるから想像がつかないのだ——僕は彼が最近書いた或る著述を読んだが、——国家そのもの、○○は人類共存の上に大して○○のあるものではない——といったやうな、軍人らしくない意見を吐いてゐたよ……」という沢田薫の言辞に対して、電火は、「鷗

外のいひさうなことだが、君はそれで彼が被告に同情して傍聴にきてゐるといふのか……」と述べて、沢田の指摘を首肯しつつも、鷗外が「今日の高等官席」に傍聴に来ることの意外性を告白している。

沢田薫の言辭の中に見られる二箇所の伏字の部分にはどのような文言が入るのであろうか。文意の流れから考えて、「国家そのもの、○○」には「存在」ないし「意義」が、また、後者の「大して○○のあるものではない」には「意味」が入るように思われるが、もし、そのような推定が成り立つとすれば伏字の前後の沢田薫の言辭は以下のようになる。——「国家そのもの、存在(意義)は人類共存の上に大して意味のあるものではない」「軍医総監の肩書」を有する「国家万能の徒」鷗外森林太郎にしては剣呑極まりない言辭ではある。

大逆事件の初公判が行われた明治四十三年十二月十日から数えて一年三か月後の明治四十四年三月一日発行の「三田文学」に発表した「妄想」において、主人公の翁はドイツ留学中の二十代を回顧しているが、その中に「スチルネルを読んで見ると、ハルトマンが紳士の態度で言つてゐる事を、無頼漢の態度で言つてゐるやうに感ずる。そしてあらゆる錯迷を破つた跡に自我を残してゐる。世界に恃むに足るものは自我の外には無い。それを先から先へと考えると、無政府主義に帰着しなくては已まない。自分はぞつとした。」<sup>(6)</sup> という一節がある。沢田の引用する鷗外の文言の中には、アナキストのにおいがする。

沢田薫のいう「最近書いた或る著述」が何を指すのか、また、果たして沢田が猪股電火に語って聞かせたようなくだりがあるのか判然としないが、電火の応えた「鷗外のいひさうなこと……」は注目すべき言辭である。

明治四十三年から遡ること二十二年の明治二十一年九月八日、フランス船「Vava」号で陸軍軍医監石黒忠憲とともに帰国した鷗外森林太郎は、四日後の九月十二日偕行社で催された帰朝報告会で緘黙の図式を呈示しているが<sup>(7)</sup>、竹盛天雄の紹介する石黒演説<sup>(8)</sup>に以下のようなくだりがある。す

なわち、石黒軍医監は、ドイツにおける鷗外の研鑽の軌跡を略述したあとで、「衛生専門科ニ如此長日月ヲ尽シ且此当時欧州有名ナル諸家ニ親炙シタル此人ヲ以テ最初トス諸君宜シク其学ヲ資ラル可シ但シ此ニ一言ス可キハ同氏カ隊務ニ服シタルハ皆人其事ヲ感シタリ此ニ忠憲カ例ノ軍医社会ヲ思フノ熱心ヨリ一言シタキハ是迄他ノ例ヲ見ルニ洋行者ガ婦ルト學術ハ勿論其風ニ至ルマデ少壯輩ハ之ヲ学フヲ常トス森氏ノ風ニ於ケル余ハ諸君カ之ヲ学フヲ欲セズ何トナレバ余ノ見ル所ニヨレバ独乙士官ノ風ニハアラズ寧口独乙ノ風流家ノ風多シトモ言フ可キカ」ト述べて、鷗外の研鑽と隊付勤務を称揚するとともに、「森氏ノ風」を取りあげて、ドイツ士官の「風」ではなく、ドイツの「風流家ノ風」であり、後生たる衛生部士官の学ぶべきところでないかと警告を發している。石黒忠憲日記、明治二十一年七月五日の条の「夜二時天微ニ明カナリ車中森ト其情人ノ事ヲ語り為ニ愴然タリ後互ニ語ナクシテ仮眠ニ入ル」<sup>(9)</sup>に象徴される彷徨の構図を背景にしての發言ではあるが、鷗外森林太郎の規矩からの逸脱に対する容赦なき言辭である。「自分はぞつとした。」というのは「妄想」の翁である。翁は深淵を前に立ち止まる術を知っていたが、鷗外自身にしばしば枷を越える言動が認められる。「鷗外のいひさうなこと」とは、けだし至言である。

大逆事件の首魁とされた幸徳秋水が湯河原で逮捕されてから一か月後の明治四十三年七月一日発行の雑誌「太陽」に三宅雪嶺は、「現時の我文芸」と題する文芸時評を掲載している。雪嶺は、当今の文壇を「今の処で我小説界は自然派の所謂自己告白的の作と、漱石の江戸児流の氣のき、た作と、蘆花の社会の或重なる出来事を捉へて書き、比較的多くの読者を得て居るものと、大体に於て此の三つが鼎立して居ると見て差支なからう。」と概観したうえで、鷗外評を展開している。三宅雪嶺も石黒忠憲と同様に鷗外に対して手厳しい。「鷗外は調和すべからざる二つの異なつた頭脳を有つて居る。一は彼が軍職にある関係より、養ひ来つた上官の命令に服するといふ風の頭脳で、他の一は彼れの近時の作に現れたる如き風俗壞亂的の頭

脳である。この二つは到底調和が出来ない。若し強て之を調和しやうとすれば彼は手も足も出なくなる。彼れが水沫集を書いた時代は、彼の筆によつて兎も角も邦人に独逸文学を紹介しただけの効果はあつた。然るに彼れの今日の作は、彼れの道楽、乃ち酒を飲み煙草を吸ふ代りの暇潰しとすればよいかも知れぬが、若し彼れの抱負にして文壇に何等かの事業をなさうとするにあらば、あんな物は寧ろ書かぬ方が宜いと思ふ。露伴の如く沈黙を守る方が賢であると思ふ。」というのが雪嶺の鷗外評である。文中の「近時の作」とは前年六月一日発行の「昂」に発表された「魔睡」や、翌月号の同誌に掲載され、七月二十八日風俗壊乱の廉で出版法第十九条により発売頒布の禁止を命ぜられた「キタ・セクスアリス」を指すものであらう。

三宅雪嶺は、鷗外が決して調和することのできない「二つの異なつた頭脳」の持ち主であり、「風俗壊乱の頭脳」の主であることを指摘している。猪股電火の「世間縦横記」に描かれる電火と沢田薫の応酬の中の「軍医総監の肩書を持つた国家万能の徒じやないか」と「軍人らしくない意見を吐いてゐたよ」というやりとりの意味するところは深い。

「大逆事件と森鷗外」の第二の山場は以下の場面である。十二月十日九時三十分の被告二十六名の入廷の光景に続いて、猪股電火は興味津津たる情景を描出している。

斯くて、法廷正面の扉が颯と開くと、粗髯を垂れた鶴裁判長は、いささか前かがみになつて、陪席判事を従へて着席した、その後についでいた検事の松室致、平沼騏一郎兩名も威容厳たるものがあつた、當時は松室は検事総長で平沼は司法省の民刑局長であつたが、此日は特に検事として立会つた（その後は大審院検事板倉松太郎も時々立会つた）弁護人は何れも在野法曹の錚々たるものが網羅されてゐたが、事件が事件として至つて謹厳な態度で控へ、被告の爲めに熱弁を揮はんとする氣勢が見えてゐた、裁判官が着席すると、つづいてその後方の高等官

傍聴席には現検事総長で時の東京地方裁判所長鈴木喜三郎を始め幾多の高官達が着席したが、その中に果して、沢田が想像した通り軍服姿の森鷗外を發見した、すると、沢田は、「それみたことか」といはん許りの顔付で私をみて笑つた。（傍線筆者）

賭けは沢田の勝ちであつた。電火こと猪股達也は、明治四十三年十二月十日午前九時三十分、大審院特別法廷の高等官傍聴席に軍医総監の軍服に威儀を正した鷗外森林太郎を發見した。沢田薫の予測の通りであつた。この年鷗外四十九歳、陸軍省医務局長の重職にあつた。

猪股と沢田のやり取りは謎めいている。電火に対して語つてみせた沢田の「さうかな、僕は屹度来てゐなくつちやならないと思ふのだがね、ただ僕も想像だけだからしつかつたことはわからけれども、必ず来てゐると思ふ」という文言は顔面どおり受け取つてよいものであらうか。自ら「想像だけ」と注釈を付してはいるものの、「必ず来てゐると思ふ」のくぐりには、語るに落ちるの感がある。「兎に角あ、した考へを待つてゐるから」のみにとどまらず、沢田薫はある確信を持つて猪股電火に話しかけているという語り口である。突然猪股に言葉をかけた沢田の言辞が「今日の高等官席に不思議な人が傍聴に来てゐると思ふよ、君はそれが誰だと思ふ」であることは重要である。沢田には自信がある。電火ならずとも「謎見たやうな事」という印象を受けるはずである。掛けられた謎の背景に沢田の確信がある。「出歯亀の弁護人として声明を馳せてゐた」沢田薫の背後に弁護士平出修が存在するのではないだらうか。因みに鷗外の日録十二月十四日の条には、「平出修、与謝野寛に晩餐を饗す。」<sup>⑩</sup>とある。明治十一年四月三日新潟県中蒲原郡石山村に生まれた平出修はこの年三十三歳、高木顕明、崎久保誓一両被告の弁護人である。

明治四十三年十一月一日発行の「昂」には与謝野晶子の「雪の花」、高村光太郎の「Des onnass」に続いて、「秋のなかばに歌へる」と題した石川啄木の短歌百十首が掲載されている。また、末尾色刷り広告欄には、

「白樺ロダン号」や「新小説」「歌舞伎」等の広告とともに、「詩壇の新声」と題する東雲堂の広告が収められており、一か月後の十二月一日に発行されることになる啄木の歌集「一握の砂」の名が見られる。「単に歌らしい歌を著者は極度に排斥する。出来るだけ率直に、感情なり、追憶なり、哀傷なりを歌ひたい。これが著者年来の念願であるらしい。であるから、ある人がこの歌集を見たならば、或は花壇の邪宗であると云ふかも知れない。今迄歌といふものを読んだことのない人にも読んで貰ひたいと思ふ。」というのが、「一握の砂」の広告である。そして、これらの広告と並んで、東京市神田区北神保町二番地在住の弁護士平出修の広告が掲載されている。修は、「小生儀研学の都合上左の通り執務時間相定め申候尤も急用の場合は如何様とも繰合せ相付け可申候」と記したうえで、執務時間を「毎日午前八時より午後三時まで」としている。このような「研学の都合上」からの執務時間変更の広告は、「昴」十月号来のものであるが、平出修の執務時間の短縮の背景には、大逆事件の取調べの進捗という問題があった。明治四十三年の夏から秋にかけて、啄木の内面で、そして、修の周辺において、大きな変動が生じつつあった。啄木は彷徨と流浪の果てに、「天才の視点」を捨てて、「生活者の視点」を発見しつつあったし<sup>(1)</sup>、三行書きの短歌の成立は、「一本をとりて亡児真一に手向く。この集の稿本を書肆の手に渡したるは汝の生まれたる朝なりき。この集の稿本は汝の葉餌となりたり。而してこの集の見本刷を予の閲したるは汝の火葬の夜なりき。」という慟哭の序文を伴った処女歌集においてであった。そして、一方の修は前年来の五度にわたる土佐行に終止符を打って、大逆事件の渦中に屹立して行くことになる。<sup>(2)</sup>七月一日発行の「昴」第二年第七号の「土佐より」と題する二十一首の短歌は、前年来の「四国に於ける荒模様」<sup>(3)</sup>に對するレクイエムでもあった。「秘めがたく言はんとすれば言ひがたき三十路の人のあはれ憂き恋」と詠んだ平出修には限られた時間しかなかった。「昴」の十・十一月の広告の一文の意味するところは深い。

猪股電火に對する弁護士沢田薫の謎めいた発言の裏には、ある確かな情報があつたのではないか。その情報の由つて来るところは平出修ではなかつたか。「昴」十・十一月号の「研学の都合上」からの執務時間の午後三時打ち切りは興味深い。五月一日発行の「昴」第二年第五号には「民刑訴訟事務特許弁理に關する依頼に應ず」とあり、時間の指定はなかつたし、前月四月号の広告も同様であつた。閉塞の時代が最後の化粧を凝らす中で、修もそして啄木も寧日なき日々を送つていた。

刑法第七十三条に關する被告事件、すなわち、大逆事件をめぐるの鷗外と平出修、そして、修と啄木の交流の問題は、「昴」派文人の根幹に係る問題でもある。前者、すなわち、森鷗外と平出修の關係については、既に多少触れてきたところであるが、<sup>(4)</sup>二人の交流交渉を象徴的に物語るのが、既に引用した明治四十三年十二月十四日の鷗外日録である。十四日は水曜日、無論鷗外森林太郎はその日陸軍省医務局長として官衙の人であつた。「材料審査会に滲みて訓示。吉田豊彦の女寿慧子の葬に人を遣る。局方改正の會議に列す。平出修、与謝野寛に晚餐を饗す。」の末尾一文に端を発する問題には微妙なニュアンスがある。

十二月十四日、材料審査会や局方改正會議に臨んだ医務局長は、通常の職務を終え、団子坂上の觀潮樓の人となつた。そして、平出修と与謝野寛と三人で晚餐のひとつきを過した。仮に話が深更に及んだとしても、わずかに数時間である。「晚餐を饗す」なる一文は重要である。

鷗外の末弟森潤三郎はその著「鷗外森林太郎」<sup>(5)</sup>において、長兄鷗外と大逆事件について、「その頃大逆事件といふ不祥事が起つたが、弁護士にして誰一人社会主義と無政府主義との差別さへ、正確に知つた者が無かつた。昴の同人平出修氏も弁護士の一人であつたが、弁護の始まる前にその正確な知識を誰かに聴きたいと相談し、与謝野氏は平出氏を觀潮樓へ伴つてその事を依頼した。兄はかねて歐洲に於ける主義者に關する新旧文献を蒐集し、又新開雜誌を通して最近の動靜をも明確にしてゐたから、直ぐ

に代表的文献を書庫から出し、露、伊、独、仏、葡等に於ける両主義者の最近の運動に至るまで数晩に亘つて語つたのが非常に平出氏の参考となり、その弁論には先輩花井卓蔵博士も感心し、被告中教育ある数人をして、「平出氏のあの弁論があつた以上、死んでも遺憾なし」といふて感泣させたさうである。今年十二月三日田文学第八号に發表した創作『食堂』にも、主人公をして両主義に関する歴史及び人物に就いて語らせてある。」と記している。

これに対して、修の關係者はその息彬が「父・平出修のこと」において、「事件の弁論にあたっては、近代思想研究のため、しばしば碩学の鷗外の門を叩いた。鷗外は文学のみならず、この面でも父の偉大な師であつた。しかし父は『森さんのいうことも私の考えとあまり違わなかつた』と母に語つたさうだが、この言葉は、単に父の自慢話としてではなく、自分の見解を鷗外に裏付けられて、自信をもって勇敢に弁論をした力となつたこととして理解すべきであらう。」<sup>(16)</sup>と記している。

森潤三郎の文言の「非常に平出氏の参考となり」と平出彬の文章の中に登場する父修の科白との間には微妙なニュアンスの違いがあり、また、潤三郎の記す「数晩に亘つて語つた」をめぐつては、中村文雄の見解がある。<sup>(17)</sup>ところで、本論の冒頭に示した平出彬の「鷗外」誌での六項目の提示中の第二の問題は極めて重要な意味を有する提示である。この「示教」の時期、すなわち、「明治四十三年十月後半の約一週間」という推定は与謝野寛が「啄木君の思い出」<sup>(18)</sup>において、「私は間接直接に知っている二三の被告のために、弁護士である平出君を弁護に頼んだが、研究心に富んだ平出君は私に伴われて行つて一週間ほど毎夜鷗外先生から無政府主義と社会主義の講義を秘密に聞くのであつた。」(傍点筆者)なるくだりの「一週間ほど毎夜」に係る問題である。

中村文雄は、この問題について、「啄木君の思い出」に「記憶違い」ないしは「誇張」の存在する可能性を示唆したうえで、明確なる断案を下し

ている。「弁護を引き受けて三か月余、周到な準備をした。彬氏の言葉『関連する書を買めて読んだ』、しかし大事件の弁護のため『もう一つ深く学びたい』、そこで弁護を依頼された与謝野に相談した。十二月十日から公判審理が開かれ、十二日から十六日まで裁判長による被告訊問の前半、後半は十九日から二十四日までつづき、二十七日から弁護人の弁論である。鷗外日記の二人来訪の記述は同月十四日、このころが弁護原稿の最終的仕上げ時期である。最も効果が予想される時期である。示教の時間は十二月十四日夜の数時間であり、断片的な雑記帳メモはこの時のものである。示教内容には、修の学んだ既知の部分が相当あつた(修の長男禾氏の言葉など)。このことは修を力付け自信をもつことができた。示教内容を尊重しながら取捨選択して、入念に『意見書(弁論手控え)』をまとめ、二十八日約二時間力強く弁じた。鷗外宅訪問は駄目押しと考えられ、したがつて修の弁論の功績は修自身に帰すべきであらう(鷗外の称賛の言葉があるように)。与謝野寛の示教期間の記述は、森山氏の言葉のように、寛の『伝承や解釈がたいぶ入っている』のではないかと考えられる。<sup>(19)</sup>というのが中村文雄の見解の骨子である。

平出彬は、「啄木君の思い出」における寛の文言に従つて、示教の時期を「十月後半の約一週間」とし、一方、中村文雄は寛の言辞に疑念を呈したうえで、示教の時を十二月十四日の夜の数時間に限定している。文中の「森山氏」とは森山重雄のこと、また、「断片的な雑記帳メモ」とは、「幸徳事件弁論手控え」のこと、また、「意見書(弁論手控え)」とは、「刑法第七十三条に関する被告事件弁護の手控え」を指しており、いずれも平出修の手になるものであり、それぞれ鷗外の作物との関連性が取り沙汰されているものである。

平出彬は父修が与謝野寛を通じて沖野岩三郎から大逆事件の被告弁護人になることを依頼された時期を明治四十三年八月としたうえで、事件の概要の「研学」、調書類の検討等にか月以上の日数を要したであろうとし

ている。そして、修一家の動靜に注目して、「修は、十一月五日に家族連れて新詩社同人とともに二泊の塩原吟行の旅に出ている。したがって、それ以前に一応鷗外の示教を得て、弁論の大綱が出来上がっていたとみるのが至当であろう。なお十二月十日からは、事件の公判審理が始まっている。以上によってみると、示教の期日は明治四十三年十月後半の約一週間ということになる。」と記している。

平出彬の推定も、また、中村文雄の断案もともに決定的な根拠はないが、修と被告との接触はかなり早い時期に行われていたようである。「平出修集」<sup>(20)</sup>に収録されている崎久保誓一の妹静江の書簡、すなわち、「拝復電報と御封書との趣き委細承知致し候 前便にて御送附申上候為替は御手数料としては甚だ僅少にて却つて失礼かと氣使ひながら宛に角御送金致置き候次第なればもしそれをして愚兄の食費として御消費下され候ひしとならば只今金子参拾円だけ御送金申置き候処其内より以前に送金致し申候分を御受納下され度余分をば差入費として御取り扱ひ下され度候尚又遠方の事として何やかと不便利の事も多々有之べしと愚察致居候ま、今更ながら呉れくもよろしく御頼み申置き候 先は右迄」の日付は明治四十三年八月三日であり、文面に見られるように、修と「紀伊南牟婁郡市木村」在住の崎久保静江との電報や封書によるやり取りは八月三日以前に既に行われていた。

東京神田区北神保町式番地の平出修法律事務所と崎久保静江との書簡の往反は十月二十九日付の静江書簡でも見られるところであるが、鷗外がこの年九月一日発行の「三田文学」に発表した「フラスチエス」について遠藤誠治は極めて示唆に富む指摘を行っている。すなわち、遠藤は、「フラスチエス」のフィナーレの部分に登場する「引き廻しの人」の最後の一句、すなわち

見苦しい奴等だ。己を誰だか知つてゐるか。Heinrich Heineには影が形に副ふやうに一人のDaemonが附いてゐた。其デモンが云ふにはな、

昔口オマの conseil の従者に Victor といふものがあつて、笞の束の真中に鉞を立てた fagots といふ道具を持つてゐたが、自分も其従者の様に、お前の口で言ふことを、あとから実行して行くのだと云つたさうだ。己もデモンだ。やい。へろへろ文士。己は貴様を見損なつてこれ迄附いてゐたのだが、もうこれでお別れだぞ、見下げ果てた奴め。さつきからの物の言ひざまはなんだ。物識り振つて高慢な事を言ふかと思へば、自分で自分を打ち消して、遁げ腰になつてゐる。先覚者や革命家はあゝるまいと云はれて、へえ、ごさいませんと引き下がる。己が附いてゐて遣るのに、なぜ己が先覚者だと名告らないのだ。貴様の文芸生活と俗生活とは到底矛盾を免れないと、三宅雪嶺が云つたのは、けふ己が別れるのを予言したやうなものだ。やい。役人。国家は貴様にオオソリチイを与へてゐる。威力をあたへてゐる。それはなんの為に与へてゐるのだと思ふんだ。己は執法者だから、己の頭脳で己が判決する。歴史にも構はない。世界の文化にも構はない。己の判決と違つた判決をすれば、それはそのした奴の間違ひだといふやうなことを言つてゐる。丸でロオマ法皇の infallibilias のやうな話だ。Godiamoi! Papato, che Dio ce l'ha dato と、日本の芸術界がそれで恐れ入つてゐると思ふかい。威力は正義の行はれるために与へてゐるのだぞ。ちと学問や芸術を尊敬しろ。<sup>(21)</sup>

なる科白に先行するト書き(笠の如き麦藁帽を被り、長さ踝に達する鼠色の大引き廻しを纏ひたる大男。短き髪頭を繞りて、眼光炯々たり。いづくより来りしか、忽然二人の前に現れ、黙つて二人を睨む。二人左右に尻餅を搦く。)について以下のよう記している。

前田勇編「江戸語の辞典」をみると、①重罪の付加刑。馬上に縛りつけ市中を引回し刑場へ行く。②引き廻し合羽の略。とあり、「広辞苑」その他もほぼ同じである。私自身は、①の意味をとっさに思い、カッコ内を読み、一瞬目を疑つた。堀端により皇居、つまり天皇を暗示し、

△引き廻し▽により罪人幸徳秋水を暗示した鷗外は、( )の中に、△大引き廻し▽と、大の字をつけることにより、意味を変えてしまったのではないだろうか。カモフラージュではあるまいか。文士、官吏の別れるところに、△(文士) 帽を脱いで去らんとす。官吏も帽の縁に手を掛く。暮色堀の向うの土手の松を罩む。▽とあり、皇居の前における官吏・文士の関係が△帽▽への手の動かし方で、皮肉に描かれている。——なぜ、こんな皮肉な場面に△堀▽△堀端▽が出るのか。——

△笠の如き麦藁帽▽も罪人と思わせる。そして△堀端▽の三回の登場。△堀端▽を強調して何かを暗示している。(22) (傍点引用文のまま)

遠藤誠治の執着する「堀」「堀端」なる語の三回の登場というのは、いずれもト書きの部分に見られるもので、新聞記者との対談を終えた「官吏」たるN判事が官衙から帰宅の途次、「飛び飛びに柳を栽ゑたる堀端の道」で文士から話しかけられ、出版物の発売禁止について尋られるというのが「フラスチエス」の二の設定である。

「フラスチエス」が「三田文学」に発表されたのが、既に触れたように九月一日のこと、鷗外日録八月二十一日の条には、「Fases」を草し畢る。常磐会に賀古にゆく。」とある。二幕物の戯曲仕立ての思想小説「フラスチエス」は、近代日本のターニングポイントである明治四十三年夏の作物である。

「フラスチエス」の二の冒頭、柳の植えられたお堀端で前を行くN判事に追いついた文士は、「用事と申しますのは外でもございませませんが、文芸に関する処罰の事をお話しになりましたのを、雑誌で拝見いたしました、少し伺ひたい事がございますので。」と話しかけている。

「フラスチエス」が発表されてから十日後の鷗外日記には「半晴。冷温頻りに変ず。午前母上武石を訪ひ給ふ。午後太田正雄来話す。晚餐を俱にす。亀井綾子来話す。」とある。この日は日曜日、観潮楼訪問のくだりは、太田正雄の日記にも見られる。午後鷗外宅を訪れた太田正雄は「夕飯の馳

走」になってから辞去したことを記したうえで、観潮楼二階の主人の部屋の様子を細叙し、続いて二人の間に交わされた会話を筆録している。「Fasesをよんだことをいふ。あの判事は評判のよい男だといふことぢやないかといふ。父子諸共に法律家でよく父子共に徹夜して議論をしたことがあるさうだ。予はかかる種類の人は、てんで文学といふものを頭から馬鹿にしてゐるといふと、Maitre が bejaten して微笑する。それから又ああいふ議論をまた文士の方で有り難がつて聞く人がある。中島孤島があれを感心したやうなことを何かに書いてゐたといふ。」というのが「フラスチエス」執筆の動機に係る問答で、文中の Maitre とは観潮楼の主鷗外その人である。そして、「Maitre が近頃の文芸検閲の方針が不定で非常に不愉快だといふことを言ふ。予はいふ。日本は Medizin oder sonstige Wissenschaft は欧州の最も進歩したものを取り入れる。而して欧州の文明に於いて、科学の進歩も、又精神文明、Luxus等の進歩も相伴つて、ソコで Ein ganzes が出来てゐる。それらを拒んで、一方丈を取り入れるといふことはおかしい。Maitre はそれは力めて入れなくとも自然に入る」とだと笑ふ(23) というのが「フラスチエス」の主題に係る問答である。文中の「予」は無論木下李太郎こと太田正雄であり、Medizin云々は医学生らしい言辞である。

Fases (「フラスチエス」) を読んだことを告げたのは、無論太田正雄、そして、「あの判事は評判のよい男だといふ事ぢやないかといふ。」は Maitre 鷗外のことばであろう。「あの判事」という言い回しで二人の間の会話が完全に成立している。太田正雄も鷗外と同様に「文芸検閲」の問題に大いなる関心があったのであろう。「あの」なる一語を付せられて組上に載せられた判事とは東京控訴院判事今村恭太郎である。

Fases とは古代ローマにおいて、執政官などの先駆をつとめる Victor が捧持する束棒のことで、權威の標章を意味する。威丈高な題名の思想小説「フラスチエス」は、前月、すなわち明治四十二年八月号の雑誌「太陽」

に發表された今村恭太郎の「官憲と文芸」に対する鷗外の回答反論である。今村判事は、「文芸と法律」「現在の思想及道徳観念の標準」「無価値なる比較論」「憲法廢止論と朝憲淆乱」「文芸に対する裁判官の態度」「先覚者革命者の態度か」の六つの視点から文芸取締まりについて言挙げをしていた。判事今村恭太郎は、「現在の」「一般の」そして「我國の」という三つの標準を設定して、執法者が「自己の頭腦で以て冷静に、現在に於ける我社会一般の道徳観念、思想標準を考えて愈々判断がついた時、此標準線以外に出づるものを罰すれば宜いのである。」と、もののみごとに断じている。「フラスチエス」は官憲のinfalibilitiesへの鷗外の挑戦である。

既に引用した「フラスチエス」最末尾の「引き廻しの人」の科白の中に、「貴様の文芸生活と俗生活とは到底矛盾を免れないと、三宅雪嶺が云つたのは、けふ己が別れるのを予言したやうなものだ。」というくだりがある。「へろへろ文士」を罵倒する言辞であるが、この「デモン」の最後の一句は、鷗外が明治四十三年八月一日発行の「三田文学」に発表した「あそび」との関連性を物語るものでもある。官吏と文学者という二足の草鞋を穿く木村は出勤の途次、同僚の小川から話しかけられる。「こなひだ太陽を見たら、君の役所での秩序的な生活と芸術的生活とは矛盾してゐて、到底調和が出来ないと云つてあつたつけ。あれを見たかね。」が小川のことば、「見た。風俗を壊乱する芸術と官吏服務規則とは調和の出来やうがないと云ふのだらう。」<sup>(24)</sup> というのが木村の応答である。小川の科白の中にある「太陽」とは七月一日に発行された雑誌「太陽」第十六巻第十号のことである。

鷗外日録によれば、小説「あそび」を「校し畢」つたのが七月二十日、その十九日前に発行された「太陽」七月号には、「文壇の現況」と題する特集記事が掲載されているが、その中で三宅雪嶺は「現時の我文芸」なる一文を寄せ、当時の文壇の鼎立状況に触れたうえで鷗外批判の一文を公にしていた。

「フラスチエス」の末尾におけるデモンの科白の中には雪嶺の痛罵の反照がある。そして、別稿で触れたごとく<sup>(25)</sup>、鷗外は「太陽」七月号での鷗外評に対する回答として、「あそび」を發表するとともに、翌八月号の「太陽」における東京控訴院判事今村恭太郎の言挙げを組上に載せるべく「フラスチエス」の稿を起こした。鷗外が「フラスチエス」を「草し畢」つたのが明治四十三年八月二十一日の「半晴」の日であった。「太陽」七月号の雪嶺の評は余程腹に据えかねたものであろう、「フラスチエス」の引き廻しの中の言辭の中にまで、その影を落としていた。

「フラスチエス」の執筆動機ないしはその主題については、太田正雄の筆になる「Matsue」が近頃の文芸検閲の方針が不定で非常に不愉快だといふことを言ふ。」を挙げれば、その目的の大方は達せられようし、「太陽」八月号の今村談話との比較校量に七月号の雪嶺の文言を付加すれば大旨完結するところであらう。しかし、「フラスチエス」を鷗外が「草し畢」つたのが八月二十一日、同じく校了したのが二十五日という時の流れに着目する時、果して、それだけで十分であらうかという危惧が頭をかすめる。遠藤誠治は既に引用した「掘端」への着目に続いて次のように記している。明治四十三年八月二十一日の日記に鷗外は「Lagos を草し畢る。」と記している。この年の六月一日、幸徳秋水は縛に就いている。そして、同年八月三日付で崎久保静江が平出修に宛てた封書の文面から、大逆事件にかかわる崎久保誓一(静江の兄)に対する平出修の弁護活動がすでにその前に始められていることが判る。——鷗外は、八月二十一日ころには、八月三日以前に大逆事件の弁護活動を始めた平出修を通して、秋水たちのことをきいていたのではなからうか。(傍線筆者)

遠藤の犀利な指摘にシャッポを脱がざるをえない。「フラスチエス」は、それに先行する出版物に掲載された記事に対する鷗外の反応、回答であると同時に、明治四十三年の夏、同時進行的に展開されているドラマを存分に吸収した作品ではなからうか。

既に触れたように、平出彬は、鷗外と修の接触・示教時期を明治四十三年の「十月後半の約一週間」とし、一方、中村文雄は、十二月十四日の夜の敷時間としている。無論、十二月十四日の修の観潮樓訪問は鷗外日録にも見られる明白な事実であるし、十一月五日の家族同伴の塩原行以前に示教の期間を設定しようとする平出彬の見解もそれなりに説得力がある。そして、十二月十四日の観潮樓訪問の一件が、「晩餐を饗す。」となっていることにも思いを致すべきではなからうか。鷗外は自邸を訪れた与謝野寛と平出彬に「晩餐を饗」した、その鷗外森林太郎はわずか四日前、大審院特別法廷の高等官傍聴席に姿を見せていた。無論、弁護人席には花井卓蔵、今村力三郎、磯部四郎らとともに平出彬の姿があった。

大逆事件をめぐる平出彬と鷗外との関係・接触は、遠藤誠治が指摘するように明治四十三年夏以来のことではなかったか。接触の方法は団子坂上の鷗外邸訪問もあろうし、「本局四二六四」番なる電話を通しての接触・示教もあろう。そして、平出彬の息彬の推定する十月後半の示教・集中的示教もあつただろうし、それを暗黙のうちに物語るのが、「昂」十月号に見られる修の広告「小生儀研学の都合上左の通り執務時間相定め申候尤も急用の場合は如何様とも繰合わせ相付け可申候 執務時間 毎日午前八時より午後三時まで」であろう。十二月十四日夜の団子坂上の晩餐はそのような接触・示教の到達点と考えるのが妥当ではなからうか。

明治四十三年十二月十日朝の電火に対しての沢田弁護士の謎めいた発言の背後には平出彬が存在していたのではなかったのか。「今日の高等官席に不思議な人が傍聴に来てあると思ふよ、君はそれが誰だと思ふ」とは意味深長なる言辭ではある。

「不思議な人」鷗外森林太郎の大逆事件傍聴の事実を記した猪股電火の「出来事中心の世間縦横記」が「新小説」に発表されたのが大正十二年八月のこと、筆者電火の頭の中には、前年七月九日に六十年余の生涯を閉じた鷗外森林太郎のありし日の姿が想い起こされたことであろう。「裁判官

が着席すると、つづいてその後方の高等官傍聴席には現検事総長で時の東京地方裁判所長鈴木喜三郎を始め幾多の高官達が着席したが、その中に果して、沢田が想像した通り軍服姿の森鷗外を発見した、すると、沢田は、「それみたことか」といはん許りの顔付きで私を見て笑つた。」というのが「世間縦横記」における鷗外関連記事の結末である。

「世間縦横記」が「新小説」に発表されてから七か月後の大正十三年三月号の「日本弁護士協会録事」には、電光石火なる筆名で一文が載せられている。虎の門事件の大審院での公判開始を目前にしての猪股電火の大逆事件回顧録である。「日本弁護士協会録事」二九三号の九二頁から九九頁にわたって発表された「反逆者の裁き——幸徳事件の思ひ出——」において、猪股電火は十三年前の日を想起しつつ、「司法記者として該裁判に傍聴した当時の光景」を「記憶するままに語らん」と前置きしたうえで、明治四十三年十二月十日の状況を記しているが、その記述は、前年八月の「出来事中心の世間縦横記」と酷似している。電火は五か月前にもした「世間縦横記」を下敷きにしつつ、「反逆者の裁き」を書いたものであろう。引用文が「反逆者の裁き」、括弧内が「世間縦横記」の中の「大逆事件と森鷗外」の記述である。

①その日は非常に寒かつた、道には五寸程の霜柱が立つてゐた、その霜を踏んで、幾多の傍聴人が殺到したときは、裁判所の周囲は恰度戒厳令でもしかれたやうに、制服私服の警官や憲兵に依つて厳重に警戒されてゐた。(その日は非常に寒かつた。道には五寸程の霜柱が立つてゐたその霜を踏んで傍聴人が裁判所へ殺到したときは、裁判所の周囲は恰度戒厳令でも敷かれたやうに、制服私服の警官や憲兵に依つて厳重に警戒されてゐた)

②この日、寝坊の私も、さすがに早起きして、早朝から裁判所に詰めかけた、何でも七時になつたかならないかといふ時刻である。いつも此時刻だつたら、人影寥々として、石畳の廊下はまだ淡暗いのであるけれど

も、この時は既に、滅多に点ぜられぬ中央の階段上に吊された電灯は赫々と構内の隅々まで照り映えて、その下には右の官憲が双眼をひからして警戒してゐた、当時如何なる場合でも木戸御免であつた私などは愚か、当日の裁判長である鶴丈一郎君なども誰何された位であつた。(寝坊の私も此日はさすがに早起きして、早朝から裁判所に詰めかけたが、いつも此時刻だつたら、人影寥々たる淡暗い廊下も、中央の階段上に吊された電灯が煌々と灯されてその下には憲兵巡査とがいかめしい顔をして行んでゐた、そして出入の人々を一々調べてゐたが此日の裁判長鶴丈一郎は、手鞆を横に抱いて、黙々と登庁すると、それとは知らぬ警官の一人はその行手を遮切つて『あなたはどなたですか』と誰何した、鶴はちよつと面喰つたが黙々としてポケットを探り、通券を出して見せたので関門を潜ることが出来た。)

③廳がて、右側廊下寄りの扉が開かれたと思ふと、そこから深網笠を冠つた被告がはいつて来た、被告の手には黒鉄の手錠が固くはめられてゐた。そして此日に限つて、看守は特に腰にピストルをつけてゐたが、そのピストルをつけた看守が二人で、一人の被告の両手を両方から自分等の手に組み込ませてゐた。一番先頭の被告は着席する数歩前のところで、網笠を取り除かうとしたが、縛められてゐるその手は、到底網笠に届く筈はなかつた、それを看守が衝と取つてやると、被告はにつこと笑つて廷内を見廻した——それは実に本件の巨頭幸徳伝次郎その人であつたのだ。(九時三十分となつた。被告のはいる扉が開かれたと思ふと、そこから深網笠を冠つた被告がはいつて来た、被告の手には黒鉄の手錠が固くはめられてゐた、そして特に此日に限つて、ピストルを腰につけた二人の看守が、被告の両手を両方から自分等の手に組んでゐた、一番先頭の被告は着席する数歩前のところで、網笠を取り除かうとしたが、縛められてゐるその手は網笠に届く筈がなかつた、それを看守が衝と取つてやると、被告は莞爾笑つて廷内を見廻した、それは実に本件の巨魁幸

徳であつたのだ。)

三箇所にわたつて引用したが、二つの文章が極めて近い関係にあることが分かり、殊に①に至つては、わずかに句読点の位置及び「幾多の」の有無のちがいのみである。このことによつて、大正十三年三月発行の「日本弁護士協会録事」に登載された「叛逆者の裁き——幸徳事件の思ひ出——」は、前年八月号の「新小説」に発表された同じ筆者名の「出来事中心の世間縦横記」を下敷きにしつつものされたことが証明される。——ところが、「世間縦横記」の中に鮮明に記されている鷗外森林太郎の大逆事件高等官傍聴席の姿がもののみごとに消えてしまつてゐる。

「叛逆者の裁き」の中には、鷗外の姿もなければ、また、「出歯亀の弁護人」として声明を馳せてゐた「沢田薫の意味ありげな科白もない。今日の意味においては、最も留意されるべきはずで、しかも、当時においても、電火と沢田の間に「賭け」の話も出たほどの興味津津たる話柄である鷗外傍聴の一件が完全にその姿を消してしまつたのはなぜであろうか。

「世間縦横記」の登載されたのは春陽堂発行の「新小説」、一方「叛逆者の裁き」が発表されたのが、「日本弁護士協会録事」というちがいはある。前者が文芸を中心とする月刊誌、そして、一方は日本弁護士協会の機関誌であり、一見軟と硬という対立する印象を受けやすいが、「日本弁護士協会録事」には会員の詠草あり随筆ありで、かなりくだけた内容の雑誌であり、猪股自身、たとえば大正十四年四月号には「少年保護司〇君」なる回想談を載せ、また、翌十五年四月号には「靈峰筑波へ」と題する転生の経緯を物語る一文を発表しており、このような傾向は「法曹公論」への改題後も同様で、昭和七年四月号に発表された「或る弁護士の話」は少弁護士Fに関する悲恋物語であり、小説もどきの作物である。

「世間縦横記」に明瞭に姿を現していた陸軍軍医総監陸軍省医務局長森林太郎が七か月後の「叛逆者の裁き」で忽然と姿を消してしまつたのはいかにも不可思議である。沢田薫との会話で、電火自身に「正可、彼は軍医

総監の肩書を持つた国家万能の徒じやないか」と言わしめた好個の材料が七か月後に欠落してしまつたのは、関東大震災のなせるわざなのか、それとも電火の単なる省筆であるうか、はたまた、その筋からの注文であろうか、鷗外をめぐる二誌の落差の意味するところは深い。

明治文献から刊行された「幸徳秋水全集」の別巻(26)には、「出来事中心の世間縦横記」抄」と題して、猪股達也が「新小説」に発表した一文からの抄出が掲載されている。「幸徳秋水と菅野須賀子」「大逆事件と森鷗外」「死刑の宣告」「万歳」「各社を出し抜いて日本刀」なる小見出しを付せられた箇所の全文で、「新小説」掲載文の三〇頁から四八頁に至る部分である。そして、森長英三郎は「解説」において非常に重要な見解を披瀝している。

猪股達也(電火)「出来事中心の世間縦横記」抄は、「毎日電報」、つづいて「東京日日新聞」記者としての筆者の回想記である。雑誌「新小説」では七十六頁の長文であるが、そのなかから大逆事件に関する十九頁を抄録したものである。猪股がこの稿を書いたのは、第一次日本共産党事件の検挙があつた大正十二年六月五日前後であつて、大逆事件から十三年後のことである。弁護士沢田薫(号・例外——森長「史談裁判」の中の「出歯亀事件」参照)のすすめによつて、この回想記を書いたとある。猪股の『毎日電報』入社は明治四十一年七月末であつて、赤旗事件の直後である。菅野スガも『毎日電報』にいたが、猪股は菅野といれかわりに入社しており、そんなこともあつて猪股の回想には興味をつきないものがある。巢鴨平民社への探訪から大逆事件の法廷、十二名の特赦減刑までが書かれているが、猪股も当局側の発表だけを信じ、大逆事件の本質を見抜くことができなかつたことはやむをえないであろう。猪股は、森鷗外が明治四十三年十二月十日の大逆事件第一回公判を傍聴した、沢田とこのことでかけまでもしたと具体的に書いているが、この点については疑問なきをえない。鷗外は同年十一月号の『三田文学』に「沈黙の

塔」を書き、そのなかで「学問も因襲を破つて進んで行く。一国一時代  
の風尚に肘を掣せられてゐては、学問は死ぬる」、「どこの国、いつの世  
でも、新しい道を歩いて行く人の背後には、必ず反動者の群がゐて隙を  
窺つてゐる」と書いた。同誌同年十一月号に「食堂」の作もあり、大逆  
事件の弁護士平出修に弁護の資料を教示している。そこから鷗外が傍聴  
する可能性が考えられないでもないが、鷗外の日記を見ると、「十二月  
十日、晴、鈴木本次郎筆受に来ぬ」とあるだけである。「筆受」は翻訳  
しながら口述筆記させることであるが、この筆受は昼か夜かもわから  
ない。私は本稿のために東京市で発行する十種の新聞記事をみたが、鷗  
外の傍聴を報じたものはひとつもない。「東京朝日新聞」は、「柏原秘書  
官小山監獄局長を始め司法省高等官数名並に該事件検挙に従ひし武富・  
小原の各検事居並び」、「国民新聞」は「特別傍聴人の格で長谷川控訴  
院長鈴木東京地方裁判所長小山監獄局長豊島、谷田両司法省参事官柏原  
司法大臣秘書官磯谷横浜地方裁判所長飯島判事武富小原両検事等がズラ  
リと判官席後方に腰掛けを並べ」と書いていて、軍服姿の陸軍軍医総監  
兼陸軍省医務局長鷗外のはいりこむ所はなさそうである。そして猪股が  
報じた『毎日電報』では、「判官席の後に控訴院地方裁判所等の判検事  
及司法省の豊島博士柏原秘書官等が傍聴すべく」とあるだけである。鷗  
外の傍聴を秘密にしなければならぬ理由は考えられ無い。反対にビッグ  
ニュースであるはずである。参考のために『毎日電報』の一月十八日判  
決日の記事を見ると、「大審院控訴院東京地方区裁判所判検事、司法省  
参事官等五十余傍聴し中に英国大使官員ランホール(Rumbold)、ハム  
トン(Hampden)両氏あり」とあり、「中に」のつぎは大活字で印  
刷している。猪股はほかに「反逆者の裁き—幸徳事件の思ひ出」(『法曹  
公論』大正十三年三月号)があるが、鷗外の傍聴についてかけをしたり  
しながら、沢田の追憶記「五猫庵例外を思ふ」(同誌昭和二年十一月号)  
でもこれについては一言もふれておらず、猪股と沢田と双方に親密であつ

た古老に聞いても、そんなことは初耳だといわれ、沢田の公判傍聴さえも疑われる。鷗外は周知のように、明治三十九年以来、山県有朋にとり入っていた。そして陸軍軍医総監兼陸軍省医務局長になった。小倉左遷の経験をもつ鷗外が官界で出世するためにはやむをえないことであつたろう。鷗外が内心少なくとも「沈黙の塔」の気持ちで傍聴することは山県の意に背くことである。反対に山県の意にそうような気持ちで傍聴することは、「沈黙の塔」の作者としてみずから許さないのであろう。そして第一師団長でもなく憲兵司令官でもない、陸軍軍医総監鷗外の傍聴は、前記特別傍聴人の顔ぶれからみるも、場ちがいであり、あまりにも異様である。私は大審院の特別傍聴人名簿のようなものがでてきて、それに鷗外の氏名を見つけるまでは、鷗外の特別傍聴を疑問としておきたい。森長英三郎の解説の中に出てくる「反逆者の裁き—幸徳事件の思ひ出—」については既にふれたところであるが、「縦横記」のコピーの名にふさわしい「反逆者の裁き」の中で、もののみごとに鷗外傍聴の記述が欠落してしまつたこと自体が奇怪なことではなからうか。「縦横記」の発表が大正十二年八月、一カ月後の関東大震災をはさんで七か月後の大正十三年三月の「反逆者の裁き」の中で完全に欠落してしまつたことの中にこそ、この問題の本質がひそんでいるのではなからうか。陸軍軍医総監陸軍省医務局長の傍聴の事実を隠蔽しておきたいという意志が陸軍上層部にあつたとしてもさほど不思議ではない。九月一日の関東大震災、それに続く無政府主義者大杉栄伊藤野枝らを殺害した甘粕事件、何が生起しても不思議ではないような暗雲が帝都にたちこめていたはずである。既に鬼籍に入つたといえ陸軍軍医総監陸軍省医務局長が大逆事件に並々ならぬ関心を抱いていたという事実は陸軍上層部の快しとせざるところであつたはずである。特に「縦横記」の記述自体、極めて刺激的要素に富んでいる。「正可、彼は軍医総監の肩書を持つた国家万能の徒じやないか」「さういふ見解をもつてゐるから想像がつかないのだ——僕は彼が最近書いた或る著述を読んだ

が、——国家そのもの、○○は人類共存の上にたして○○のあるものではない——といったやうな、軍人らしくない意見を吐いてゐたよ……」「鷗外のいひさうなことだが、君はそれで彼が被告に同情して傍聴に来てゐるといふのか……」「同情してゐるかどうかはわからないが、兎に角あ、した考へを待つてゐるから傍聴に来るに違いないと思ふのだ」、猪股電火と沢田薫との間に交わされたこのような会話が非常時下で緊張の中にある帝國陸軍の容認するところとならないことは火を見るよりも明らかであらう。陸軍軍医総監陸軍省医務局長であつた人物が「あ、した考へを待つてゐた」という指摘はそのまま見すごすことのできない案件であらう。また、「国家そのもの、○○は人類共存の上に大して○○のあるものではない」の二つの伏字の存在自体が意味深長である。電火自身の自発的伏字なのか、それとも内務省警保局の指示なのか、もとより分明ではないが、重大な要素を孕んだ表現であることは既に触れたとおりであり、このような剣呑極まりない微妙なやり取りを再度人々の目にさらさせるほどの余裕は当時の陸軍省の中には存在しなかつたと考えるのが自然ではなからうか。「縦横記」の筆者猪股達也に何らかの指示・圧力があつたとしても不思議ではない。それが大正十二年の夏から秋にかけての帝都の状況であり、「出来事中心の世間縦横記」で鮮明に記述された鷗外の傍聴の事実が七か月後の「反逆者の裁き—幸徳事件の思ひ出—」で完全に姿を消した理由でもあらう。

鷗外の大逆事件傍聴の問題がなぜか鷗外論のなかでなおざりにされ、現在に至るも研究者の間で無視されて来たことも、大正十二年九月一日の関東大震災の副産物ではなからうか。午前十一時五十八分の大地震とそれに続く火災のため、「縦横記」の載つた「新小説」の多くは灰燼に帰し、筆者猪股電火には再度の公表など論外のことであるという風圧が加えられたはずである。とすると、沢田薫の「五猫庵例外を憶ふ」に鷗外が登場しないこともうなずけるし、二人に親密であつた「古老」が「初耳」とい

のも無理からぬところであろう。

森長英三郎は、「鷗外の日記をみると、『十二月十日、晴、鈴木本次郎筆受に來ぬ』とあるだけである。『筆受』は翻訳しながら口述筆記させることであろうが、この筆受は昼か夜かも分らない。」と書いて、暗に日録に大逆事件傍聴の記録のないことに留意を求めたいようであるが、しばしば引用される十二月十四日の「平出修、与謝野寛に晚餐を饗す。」なる一文も「大逆事件」なる語は無論使用されておらず、単なる後生との夕食会とも見なしうる筆致である。日録がすべてを記していると考えることが自体が早計であり、むしろ最も重要な案件は日録からも欠落しうると考えるのが当然ではなからうか。そして、森長の「鷗外の日記をみると」云々に先行する、「鷗外は同年十一月号の『三田文学』に『沈黙の塔』を書き、そのなかで『学問も因襲を破つて進んで行く。一國の一時代の風尚に肘を擧せられては、学問は死ぬる』『どこの国、いつの世でも、新しい道歩いて行く人の背後には、必ず反動者の群がゐる隙を窺つてゐる』と書いた。同誌同年十一月号に『食堂』の作もあり、大逆事件の弁護人平出修に弁護の資料を教示している。そこから鷗外が傍聴する可能性も考えられないでもない」という一文の鋭利な分析に賛意を表するとともに、接統助詞「が」を付して暗に疑念を表示した筆法に対してある種の不可解さを禁じえない。傍聴する「可能性」が「考えられないでもない」のが明治四十三年夏から歳晩にかけての鷗外その人と鷗外を圍繞する状況であった。確かに、森長英三郎の指摘するとおり、当時の在京各紙に鷗外傍聴の一件は記されていない。しかし鷗外森長太郎の名がいずれの新聞にも見出不いという事実が直ちに大逆事件高等官傍聴席での不在証明と見なしうるかどうかは甚だ疑問である。在京各紙における不在証明は直ちに現実の不在証明に結び付きえないことは自明の理であろう。啄木をはじめとする多くの証言が大逆事件の報道が決して真実という名にふさわしいものではなかったことを立証している。刑法第七十三条に関する被告事件、すなわ

ち、大逆事件は嚴重な報道管制のもと「一審ニシテ終審」たる大審院で取り扱われた事件であった。

森長英三郎の、「周知のように、明治三十九年以来、山県有朋にとり入っていた。そして陸軍軍医總監兼陸軍省医務局長になった。小倉左遷の経験をもつ鷗外が官界で出世するためにはやむを得ないことであつたらう。」とは、杉森久英<sup>(27)</sup> ばりの論難ではある。常磐会をめぐる古川清彦の論証や<sup>(28)</sup>、山県との關係をもののみごとくに裁断した吉田精一の所論<sup>(29)</sup> を提示する必要がある。

また、「鷗外が内心少なくとも『沈黙の塔』の気持で傍聴することは山県の意に背くことである。反対に山県の意にそのような気持で傍聴することとは、『沈黙の塔』の作者としてみずからが許さないであろう。」の言辞には、森山重雄の「大逆事件」文学作家論<sup>(30)</sup> における鷗外ヤヌス論を想起させるものがある。森山は「鷗外は二つの顔をもつたヤヌスのような作家で、一筋縄ではゆかない。大逆事件の黒幕と言われる山県のブレインの一人であり、同時に『沈黙の塔』『大塩平八郎』の作者であるといった複雑な貌は、啄木とは違った意味で、はかり知れない興味を抱かせる。」<sup>(30)</sup> と記している。吉田精一の所論をここに取りあげるとまはらないが、体制イデオログ論は偏頗である。

そして、鷗外は、「第一師団長でもなく憲兵司令官でもない、陸軍軍医總監鷗外の傍聴は、前記特別傍聴人の顔ぶれからみるも、場ちがいであり、あまりにも異様である。」との森長の指摘には返すことばがない。ただ、明確なことは、一見「場ちがいであり、あまりにも異様」であつたがゆえに、猪股電火の心に残つたのであろう。「さうかな、僕は屹度来てゐなくつちやならないと思ふのだがね、たゞ僕も想像だけだからしつかつたこととはわからけれども、必ず来てゐると思ふ」『それは一体誰だい』『文学博士の森長太郎だ』『正可、彼は軍医總監の肩書を持つた国家万能の徒じやないか』——二人のやりとりの中の、猪股電火の発した「正可」なる一語

がすべてを物語っている。「場ちがいであり、あまりにも異様」な話であったがゆえに、「賭け」の話まで出たのであろう。

鷗外傍聴の記録は「世間縦横記」の中で、単なる一挿話として触れられたものではない。既に触れたように、筆者猪股達也が十六年間にふりかえった回想記の中で、「大逆事件と森鷗外」なる小見出しを付せられて登場するものである。すなわち、「縦横記」の十七項目中の一項目である。十七項目中、大逆事件に係る項目は、既に指摘したとおり四項目、その中の一つが「大逆事件と森鷗外」である。この事実の重みは見のがせない。森長英三郎の見解はドグマに陥っていると断ぜざるをえない。

明治四十四年一月十日、幸徳秋水は市ヶ谷富久町の東京監獄から神田区北神保町式の平出修あてに一通の封緘はがきを発している。その中で秋水は、旧臘二十八日午後に行われた弁護士平出修の最終弁論に感謝の意を表したうえで、文芸論を展開している。秋水は理想の文芸を「美しい夢から醒めて、實際生活に立返り、深刻に社会の真相を観破した頭脳から迸つた文芸」であるとしたうえで、泰西の文人の名を列挙したうえで、これらの「真ちに人生の真に触れ得る」作品をものした人々が「皆な自覚せる社会主義者」であったことに留意するよう求めている。そして、秋水はそれに続いて極めて注目すべき記述を残している。

私は文芸をもつて主義を説き伝道に利せねばならぬといふのではありません、文芸は元より文芸としての真価を有せねばなりません、私の望むのは、其真価を人生と交渉ある点に見出したいのです、人生と没交渉で画に描ける女を見るやうでは、少年は兎に角、大人を動かすに足りません、日本の文学でも鷗外先生の物などは、流石に素養力量がある上に、年も長い人間と社会とを広く深く知つて居られるので立派なものです、私はイツも敬服して読んで居ます。(傍線筆者)

傍線部に見られる秋水の森鷗外に対する讃辞が明治四十三年秋の「三田文学」に収載された鷗外の作品に基づくものであることは既に論証したとこ

ろである(2)が、衣服までも鉄のごとく凍る寒気に包まれた東京監獄の中で、幸徳秋水が「三田文学はよく気がついたね、僕はアンナ文学がすぎた、又見あたつたら送つてくれ玉へ」としたためた時、十二月十日の大審院特別法廷で軍医総監の軍服に威儀を正した鷗外森林太郎の相貌がその眼前をよぎったとしても決して不思議ではない。

注

- (1) 「鷗外」第四十二号
- (2) 「日本の名著44幸徳秋水」(昭和四十五年、中央公論社刊) 附録五頁
- (3) 昭和五十五年、三一書房刊 八三頁
- (4) 昭和五十六年、明治書院刊 七五頁
- (5) 「国文学」(学燈社) 第二十五卷、第六号(昭和五十五年五月)「鷗外の紋様」(小沢書店) に収録
- (6) 「鷗外全集」(昭和四十六年、五十年、岩波書店刊) ⑧一(二〇五)
- (7) 「偕行社にて衛生部将校に告ぐるの一節」(「鷗外全集」⑧一五〇)
- (8) 「石黒・森のベルリン淹留と懐帰をめぐって——緑の眼と白い薔薇——」(「文学」昭和五十五年九月・十二月号、五十一年二月号)
- (9) 竹盛天雄「石黒忠愍日記抄(三)」(「鷗外全集」月報38)
- (10) 「鷗外全集」⑤一五〇六
- (11) 鹿野政直「啄木における国家の問題」(「科学と思想」第三号、一九七二年一月)
- (12) 篠原義彦・高橋正「平出修『杓子山』考証」(「高知工業高等専門学校学術紀要」第十九号、昭和五十八年八月)
- (13) 明治四十三年一月一日発行「昴」消息欄
- (14) 篠原義彦「森鷗外の世界」(昭和五十八年、桜楓社刊) 及び「森鷗外と平出修と幸徳秋水」(「高知大学学術研究報告」第三十七卷、昭和六十三年十二月)
- (15) 昭和十七年、森北書店刊

- (16) 「平出修集」第二卷（昭和四十四年、春秋社）六〇三頁
- (17) 「再び、森鷗外の平出修示教について―大逆事件をめぐる―」（「鷗外」四四号、平成元年一月）
- (18) 「石川啄木全集」第八卷（昭和五十三年一月、筑摩書房）初出は改造社版  
「石川啄木全集」月報
- (19) (17)の二三九頁
- (20) 第二卷四九五頁
- (21) 「鷗外全集」⑦―三二八
- (22) 「二つの手斧―鷗外・樽牛におけるハイネ・序説―」（「鷗外」第四三号、昭和六十三年七月）
- (23) 「木下李太郎日記」第二卷（昭和五十五年、岩波書店刊）三一頁
- (24) 「鷗外全集」⑦―二四一
- (25) 「森鷗外の世界」一三九頁
- (26) 昭和四十七年十月刊
- (27) 「夏目漱石と森鷗外―近代文学界に特異な作風を競った二文豪―」（「文芸春秋」昭和四十二年一月号）
- (28) 「常磐会と鷗外」（「鷗外」第二号）
- (29) 「森鷗外は『体制イデオログ』か」（「本の本」ボナンザ、昭和五十一年十一月）
- (30) 七三頁
- (31) 「平出修集」第一卷三八八頁、「幸徳秋水全集」第九卷（明治文献刊）五五八頁
- (32) 「森鷗外の世界」二二二頁

（平成三年九月三十日受理）

（平成三年十二月二十七日発行）

